

平成21年度エリアマネジメントの推進に向けた実施団体の募集について (エリアマネジメント推進調査実施団体の募集)

国土交通省土地・水資源局土地政策課

1. 主旨と目的

(1) 調査の実施について

近年、成長都市の時代から成熟都市への移行に伴い、まちづくりは、「つくること」だけでなく、「育てる」ことを重視するようになってきています。多くの地方公共団体に財政的なゆとりが無くなる中、防犯に対する安全性や快適な地域環境を求める住民の方々の要望の高まりや、商業・業務地の方々の地域間競争への対応の必要性などを背景に、地域住民等関係者の主体的な参画と活動に必要な費用を関係者で負担するといった特徴をもつ「エリアマネジメント」によるまちづくりの取り組みが行われるようになってきています。

また、少子高齢化、人口減少の進展を背景に住宅地等をはじめとする地域において、良好なコミュニティ維持が困難となってきた事例が見られることなどから、今後、エリアマネジメントをより一層促進し、地域の活性化を図っていくことが必要であり、その担い手をサポートしていくことが重要と考えられます。

平成19年度は住宅地等において6団体、平成20年度は計画的開発住宅地（ニュータウン）等において8団体で本調査を実施しており、それぞれの団体で組織の立ち上げに向けた取り組みや活動のステップアップ等エリアマネジメントの推進に係る活動を実施していただき、その成果を報告書として公表しているところです。

今年度も引き続きエリアマネジメントに取り組む団体を対象にその活動をより促進するとともに、その効果や課題を実証的に把握するため推進調査実施団体を募集致します。

※平成19・20年度の調査結果と国土交通省が作成したエリアマネジメントの推進マニュアルについては、以下に示すURL（国土交通省／土地総合情報ライブラリー内）で公開しています。

○平成20年度エリアマネジメント推進調査報告書

http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/tochimizushigen_tk2_000012.html

○平成19年度エリアマネジメント推進調査報告書

http://tochi.mlit.go.jp/tocsei/areamanagement/19_chousa/index.html

○エリアマネジメント推進マニュアル

http://tochi.mlit.go.jp/tocsei/areamanagement/web_contents/shien/index_08.html

(2) 地方公共団体の役割

エリアマネジメントの推進を図ろうとする各都道府県、各市区町村等においては、本募集の応募候補者を検討の上、本募集に対する応募の意志を問い合わせてください。当該団体に応募の意志がある場合には、応募者として本募集要項に定める応募書類を作成し、各都道府県、各市区町村の担当課に提出して頂きます。各都道府県、各市区町村の担当課は、本要項に定める推薦書を添付の上、応募書類を提出先に送付してください。

なお、本調査の募集要項は以下の国土交通省のホームページ上でも公表する予定です。

エリアマネジメントのすすめ：

http://tochi.mlit.go.jp/tocsei/areamanagement/web_contents/index.html

土地・水資源局：<http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/index.html>

土地総合情報ライブラリー：<http://tochi.mlit.go.jp/>

また、ホームページ情報等を通じて、実施団体から応募希望の連絡があった場合の推薦の判断は、各都道府県、各市区町村に委ねます。推薦する場合は、上記と同様の手続きを行ってください。

(3) 実施団体の役割

応募を希望する実施団体(助成の対象となるエリアマネジメント実施団体をいう。以下同じ。)においては、各都道府県又は各市町村にご連絡頂き、本要項に定める推薦書の作成を依頼して下さい。実施団体は、提出した応募書類の調査計画書に基づく活動を行い、活動の状況を随時調査統括法人に報告するとともに、課題等を分析し、その結果を報告書にまとめ、提出していただきます。実施団体は、5団体程度の選定を予定しております。

また、各地の実施団体が一同に会して、エリアマネジメントの成果や課題に関して意見交換を行う場(以下、意見交換会という。)を、平成22年2月頃に開催することも予定しております。

なお、実施団体には、調査期間中、エリアマネジメント活動に関するヒアリングのご協力をお願いすることがあります。また、調査終了後(次年度以降)にも、その後の活動状況等についてのヒアリングのご協力をお願いすることがあります。

2. 応募の条件

(1) 対象となる団体

対象となる団体はエリアマネジメントを推進しようとする法人もしくは任意団体とします。(複数の区域で活動されている団体も含まれます。)

過去2ヶ年度の応募団体(採択された団体を含む。)からの提案も可能です。

(2) 対象とする活動

本募集におけるエリアマネジメントとは、住民や地権者等が、地区内の総合的な環境の維持・向上を志向する活動であり、共有地や公園の管理をはじめ、建築や生活のルールづくり、コミュニティサービスの提供等の活動を組織的、継続的に行うものを示しています。

平成21年度の推進調査では、住宅地におけるエリアマネジメント活動で、特に活動の継続性を高めるために工夫をして取り組み(①組織体制づくり、②資金確保等)を行っている又は行おうとしている団体を中心に、その活動における課題や有効な手法について把握したいと考えておりますが、その他の地区における活動についても、募集致します。

本募集では、以下のいずれかに該当し、企画や計画づくりから、実施、成果の分析に至る一連の活動を対象とし、その活動内容や成果を報告書としてとりまとめていただきます。

- ①既にエリアマネジメントの実績があり、これまでの取り組みの評価や見直し、及び新たな取り組みを検討しているもの。
- ②新規にエリアマネジメントの導入を検討しているもの。

(3) 助成対象とする費用

助成の対象とする費用は、対象とする活動に要する費用(原則として平成21年9月から平成22年2月までの活動)、対象とする活動の今年度の成果等をまとめた報告書の作成費、及び意見交換会への出席に要する経費とします。(詳細は別紙6(3/4)を参照)

なお、費用については、団体の他の活動と会計上の区別をし、費用の用途を明らかにした精算報告書を、提出していただきます。

(4) 報告書の提出

所定の様式に沿った報告書(A4サイズ20ページ程度)を、平成22年3月1日までに提出

していただきます。様式に関しては選定後、各実施団体に調査統括法人からご連絡いたします。

報告書の内容としては、今年度の募集で提案された活動内容に関する報告のほか、過年度までのエリアマネジメントに関する取組みの過程とそのポイントとなった事項についても、まとめていただく予定です。

(5) その他

実施団体には、活動期間中、調査統括法人への進捗状況の報告、意見交換等に協力していただきます。

また、平成 22 年 2 月頃に東京都内で開催を予定している意見交換会へ出席し、活動内容の報告や意見交換等をしていただきます。

3. 応募の手続き

(1) 質問の受付と回答

① 質問の受付

本募集の主旨や内容、提出書類等に関して質問がある場合は、別紙 1 の質問書に記載の上、下記の提出先に、E-mail または F A X で電送してください。原則として電話による質問の受け付けは致しません。質問の受付期限は、平成 21 年 8 月 7 日（金）までとします。なお、質問がない場合は質問書を電送する必要はありません。

<質問書の提出先> 【調査統括法人】

株式会社 市浦ハウジング&プランニング

エリアマネジメント推進調査担当（担当：鈴木^{すずき}、長岡^{ながおか}）

E メール：area2009@ichiura.co.jp

FAX : 03-5800-0926

※本募集は、国土交通省による「平成 21 年度エリアマネジメントの普及・推進及び支援方策検討業務」の一環として行われており、同調査は企画競争の結果、株式会社市浦ハウジング&プランニング（以下、調査統括法人という。）が受託しております。

② 質問の回答

質問の回答は、質問書に記載された連絡先に電送により行います。

(2) 応募書類と提出方法

応募者は地方公共団体担当課に下記の応募書類を提出し、地方公共団体は、応募書類に推薦書（別紙 5）を添付して、下記の提出先に郵送してください。E-mail や FAX による提出はお断りいたします。

① 応募申請書（別紙 2） 1 部

② 応募申請に伴う参考書類 各 2 部（コピー可）

- ・団体の規約や定款、パンフレット
- ・昨年度の活動実績報告及び会計報告
- ・今年度の実施計画及び予算書
- ・会報や新聞等での紹介記事などがある場合は、最近のもの

③ 調査計画書（別紙 3） 1 部

④ 資金計画書（別紙 4） 1 部

調査計画書及び資金計画書の記入に際しては、別紙 6 の記入例と資金計画書の注意事項をご覧ください。

<応募書類の提出先>

〒113-0033 東京都文京区本郷2-38-16 JEI 本郷ビル2F
株式会社 市浦ハウジング&プランニング

エリアマネジメント推進調査担当 (担当: 鈴木^{すずき}、長岡^{ながおか})

(3) 応募書類の提出期限

平成21年8月24日(月)(消印有効)

(4) 注意事項

応募に要する経費は応募者の負担とします。また、提出した書類は返却いたしません。

4. 選定の方法

(1) 選定の要領

以下の要領で実施団体を選定します。

① 審査

応募者から提出される3.(2)に指定する応募書類に対して審査を行います。

② 応募者へのヒアリング、及び地方公共団体への参考意見の聴取

必要に応じて応募者にヒアリングを行うことや、地方公共団体に対して参考意見を聴取することがあります。

③ 実施団体の選定と発表

上記の審査をもとに、国土交通省が実施団体を選定します。選定結果は、平成21年9月上旬頃を目途に書面にて、応募者に通知いたします。

(2) 選考基準

本募集の主旨と目的、及び条件に適合しているとともに、以下の観点から審査を行い、5団体程度を選定します。

① 提案された活動内容に具体性がみられ、実現性が高いもの。

② 提案された活動内容が、対象地区のエリアマネジメントの推進にあたって、有効であること。

③ 提案された活動内容及びこれまでの活動内容・実績※が、今後のエリアマネジメントの取り組みにあたって、モデルとなるもの。

④ 提案された活動内容が、調査の主旨および検討課題と適合性が高いもの。

※ これからエリアマネジメントの導入に取り組む場合でも、着目すべき点がある場合は積極的に評価いたします。

また、過年度調査において把握された内容を踏まえ、具体の課題として、主に下記のような点について、調査を通じて検討を深めていきたいと考えています。

(i) 実行力のある活動主体となるための組織づくり

エリアマネジメントは、住民・事業主・地権者等が関わりあいながら、地域に関わる様々な活動を総合的に進めるものです。そのためには、実行力を有した組織(活動

主体) づくりが重要となります。

本調査では、住民・事業主・地権者等が主体となり、エリアマネジメント活動を継続的に行うための組織づくりのあり方について検討を深めたいと考えています。

(ii) 活動資金の調達方法に係る工夫

継続的な活動を支える資金調達にあたっては、活動の有効性を適切に地域住民へ示し、費用や経費を徴収する仕組みづくりやコミュニティビジネスの展開等が重要となります。

本調査では、活動資金を調達する上での工夫や、指定管理者制度などの有効活用のあり方など、継続的な活動に向けた有効な資金調達方法やその課題等について把握したいと考えています。

(iii) 多様な主体による合意形成を円滑に進めていく手法

エリアマネジメント活動を展開していくためには、具体の活動内容やルールづくりについて、地域や主体間の合意形成を行うことが不可欠です。

本調査では、エリアマネジメント活動を継続的に展開する仕組みとして、合意形成を円滑に進める工夫や合意形成の方法等について知見を得ることを目指しています。

(iv) 活動を持続させるための仕組み・活動内容の工夫

エリアマネジメント活動を長期にわたり持続させていく上では、人材確保・育成、活動の広報・周知、外部の専門家の支援、コミュニティビジネスの展開等の仕組み・体制づくりが重要になります。

本調査では、エリアマネジメント活動を長期にわたり継続的に展開していくための組織体制づくりや資金確保を目指した活動内容のあり方について検討を深めたいと考えています。

5. 選定後の予定

選定後、後述する調査統括法人が、実施団体の活動内容や費用等について個別に調整させていただきます。この段階で活動内容や資金計画について、あらためて書類を提出していただく場合がありますので、あらかじめご承知ください。

<応募から調査までの流れ>

